

「長野県議会会議録」より抜粋

○：議長・委員長 △：名簿・議題 ◆：質問者 ◎：答弁者

・平成 22 年 06 月 24 日

◆ 6 番（太田昌孝 君）順次質問をさせていただきます。地方税徴収事務の共同化について伺います。

4 月より地方税共同化準備室が設置され、明年 4 月からの広域連合による業務の開始に向けて準備を進めていただいております。

長野県の市町村税の徴収率は、平成 3 年の 97.2%をピークに、平成 20 年には 92.1%、全国順位で 30 位、県税の収入歩合も、平成 3 年の 99%をピークに、平成 20 年には 97.1%、全国順位で 23 位と同様の傾向をたどって低下をしており、税の公平性という観点からも私はこの広域連合の税の共同化について大いに期待をして、何点か質問をさせていただきます。

共同化組織に移行される案件は、市町村における高額滞納案件、滞納整理困難案件とされておりますが、移行する案件の基準はどのようになっておりますでしょうか。

また、移行された案件につきましては徴収に際してそれぞれに生活状況等の情報も必要と思われませんが、それらの把握について、市町村からの引き継ぎなどについてどのような方法で行われるものか。伺います。

また、生活状況等の変化などにより以後の徴収が困難になるケースもあると思われまして。そのような状況の変化に伴う市町村との連携、あるいは福祉事務所などとの連携も必要な場合も想定されますが、こうしたケースについての対応はどのように行われることになるのでしょうか。

さて、共同化組織の処理事務では、専門性を有した職員の不足に対応して市町村、県の徴収職員に対する研修を挙げておりますが、研修内容についてどのような対応をお考えでしょうか。

税の徴収業務は専門性が高く、また、対象者との交渉内容も多岐にわたり、より実践的な研修が必要と思われまして。講義的な研修ではなく、各市町村から研修派遣などの形態をとることなどによりより効果的な研修になるとともに、徴収業務の向上にもなると思うが、いかがでしょうか。御所見を伺います。

次に、構成市町村の負担金の算出方法について伺います。

市町村の立場からいえば、税の公平性の確保と同時に、負担金と徴収率の向上、徴収額の確保については大いに気になるところです。共同化組織に関する市町村の負担金の算出方法はどのような基準で行われるのでしょうか。また、徴収コストとその効果をどの程度見込んでいるのでしょうか。

以上、総務部長に伺います。

〔総務部長小池茂見君登壇〕

◎総務部長（小池茂見 君）地方税の共同化に関する御質問を何点かいただきました。

最初に、共同化組織に移行される案件についての御質問でございます。

移行する案件の基準についてでございますけれども、移行基準は、それぞれの構成団体みずからが滞納整理の方針、あるいは実情等を勘案して設定するということになるかと思えます。

基本的な考え方といたしまして3点ほどに整理しております。1点目は、大口あるいは整理困難事案でございます。大口事案は、各構成団体にとって高額滞納と判断される事案であって、また、整理困難事案は、再三の催告に応じない、あるいは資産や収入があるにもかかわらず納税しない、こういった滞納処分が必要な事案、あるいは権利関係が複雑なもの、または暴力団関係など当該団体にとって対応が難しい事案、こういったものでございます。2点目は、事務処理に多大な労力と時間を要する不動産等の公売事案でございます。3点目は、第三者的な立場から調査することが望ましい滞納処分の執行停止等の検討事案でございます。

それから次に、移行された案件の生活状況等の把握の方法でございます。

共同化組織としまして、お話がありましたとおり広域連合を想定しているということでございます。連合が移管案件を引き受けるに際しまして行うヒアリングにおきまして、各市町村からの聞き取りであるとかあるいは関係資料によりまして把握していくということ、それから、移管後におきましても滞納整理を進めていく中で必要に応じて現地調査を行うなど、滞納者の生活状況の把握に努めてまいりたいと思っております。

それから次に、生活状況等の変化に伴う市町村や福祉事務所等との連携についてでございます。

地方税法上の守秘義務というものもございますので、福祉関係の機関との連携にはやや難しい面もあるわけでございますけれども、納税相談といったそういう場面におきまして生活困窮等の変化が明らかになったというような場合には、滞納者に関係機関を御紹介するというような適切な対応をとってまいりたいと考えている次第でございます。

それから次に、徴収職員への研修についての御質問でございます。

広域連合では、構成団体の徴収担当職員を対象に滞納整理に係ります幅広い実務的な研修を予定しているということでございまして、研修内容でございますけれども、税法の解釈、それから差し押さえ方法などの徴収経験のそれぞれのレベルに応じた体系的な研修であるとか、あるいは管理監督者を対象としたマネジメント研修、それから搜索ですとか公売、こういった個別の課題に応じた研修を計画しているわけございまして、これは、講義方式のみならず、体験型の研修も織り込むこととしているわけでございます。

議員御提案の研修派遣といった形での受け入れにつきましては、長期派遣が困難な団体にとりましては有意義であるというふうなことと思われまますので、市町村の希望状況であるとか、あるいは広域連合の業務状況を見ながら検討してまいりたいと思っております。

それから次に、市町村負担金の算出方法、それから徴収コスト、効果等に関する御質問

でございます。

広域連合の収入は構成団体の負担金で賄っていく予定でございます。市町村負担金につきまして詳細につきまして現在協議中というようなことでございますけれども、均等割の考え方が一つございます。そういった均等割の性格でございます基本負担額といえますのは5万円というのを予定しております、次に移管件数、これは1件当たり17万円程度の処理件数割額というものの合計額で予定しております。

ただ、3年目からはこれに前々年の実績に応じた徴収実績割額というようなものを導入していきたいということを考えております。したがって、処理件数割額の単価の引き下げというものも図っていけるのではないかとというふうに考えているところでございます。

次に、徴収コストにつきましてですが、広域連合で年間1,000件程度を予定しているわけでございます。そういった滞納事案を取り扱うことを想定した段階での試算をしてみたところ、人件費を中心に概算で2億円強の運営経費というものが予定されております。

一方、増収効果についてでございますけれども、これは景気動向等の不確定要素というものは考えられるところではございますけれども、既に先行している県の実績、こういったところを参考に本県風に試算してみますと、直接的な増収額というものにつきましては11億円程度、それから間接的な効果である例えば納付約束であるとか、そういった間接的なものを含めると24億円程度というふうに見込まれているところでございます。これは運営経費を大きく上回るというふうに見込まれているところでございます。

なお、市町村ごとに見てみた場合どうかということでございます。先行県の実績を当てはめてみますと、大規模な自治体から比較的小規模な自治体まで、ほとんどの団体で負担金額以上の効果が得られているというふうになっているわけでございます。本県におきましても同様の効果が得られるのではないかとというふうに考えている次第でございます。

以上でございます。

〔6番太田昌孝君登壇〕

◆6番（太田昌孝 君）かつて、私も、地方税の徴収吏員としてこの事業に当たっていた経験がございます。滞納者というのは二色あるんですね。どうしても生活の状況によって滞納せざるを得ない方、あるいは、私も現実に経験しましたが、高額紙幣の札束をひらひら示しながら取れるもんなら取ってみろというふうなそぶくような方もいらっしゃいます。そして、問題なのは、公務員ですから守秘義務があつて、個々の案件、いかに悪質であるかということは残念ながら公にするわけにはいかないという問題があるわけでございます。

その意味で、私は、今回、基準というものをしっかりと定めていただきたい、そのように申し上げたわけでございます。その上で、これは税でありますから、機械的にただ取り上げる、差し押さえを何でもやるというわけではなくて、そういう意味では、保護すべきこと、あるいは温情を見せなければならないことというのはあるわけでございますから、どうかそのところをしっかりとまた取り組んでいただきたいというふうに思います。

もう一つは、1人約80件ぐらいを担当されるというふうに向っております。そういう意味では、こういう処理困難案件というものは、ただでさえ普通の1件とは違まして対応に時間がかかったり、あるいは苦勞なされるというふうに向っております。そこら辺のところも、まずはスタートをされてからしっかりと検証なされて、先ほど私は研修というような形も申し上げましたけれども、できる限り負担のない形の中で実績の上がるような対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、發達障害やその他の、文字を認識することに困難のある児童生徒の学習支援、マルチメディアDAISYについて伺ひます。

平成20年9月に、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律、いわゆる教科書バリアフリー法が施行されました。この教科書バリアフリー法の施行を機に、平成21年9月より、財団法人日本障害者リハビリテーション協会が、ボランティア団体の協力を得て、通常の教科書と同様のテキストと画像を使用し、デジタル化対応することでテキスト文字に音声を生クロさせて読むことを可能にしたマルチメディアDAISY版教科書、いわゆるDAISY教科書の提供を始めました。

また、文部科学省において、平成21年度より、DAISY教科書などの發達障害等の障害特性に応じた教材のあり方や、それらを活用した効果的な指導方法等について実証的な調査研究が実施されており、保護者などから学習理解が向上したとの効果が表明されるなど、普及推進への期待が大変に高まっております。

DAISY教科書とは、パソコンで音声を聞きながら、同時に文字や絵や写真を見ることができ、読んでいる箇所がハイライトされるのでどこを読んでいるのかわかるようになっております。わかりやすい例を挙げるならば、カラオケを歌うときに歌う場所の文字の色が変わっていくようなそんなイメージでございます。

印刷物だけでは情報を得ることができなかった人々への支援ツールとしての活用だけでなく、将来は、学習障害、LDや發達障害のある人だけでなく、高齢者を初めすべての人に活用を試みる計画も始まっているとお聞きしております。

さらに、文科省では、先月には公明党の主張を受け入れまして、配布対象を児童生徒本人に限定していた従来の方針から、指導する教員への配布も可能とすると方針転換をいたしました。これにより、教員もDAISY教科書を入手して活用方法などの研究を推進することが可能となり、普及に向けて大きな前進が図られたものと理解をしております。

長野県におきましては、小学校のLD、ADHD、ODD等の児童生徒数は、ここ数年、毎年10%前後の人数が前年比で増加をしており、こうした児童生徒に対する取り組みとして大変に有効ではないかと考えます。

県内では、新経済対策などの活用によりまして県立学校ではIT機器の設置が推進をされておひ、DAISY教科書を活用できる環境が整っております。まずは特別支援学校から先駆的にDAISY教科書の活用を図られてははいかがでしょうか。

また、県内の發達障害の児童生徒がふえている現状を踏まえるなら、市町村と連携の上、

すべての小中学校においてD A I S Y教科書の活用を進めることは有効と考えますが、あわせて御見解を伺います。

さらに、I C T教育やマルチメディアD A I S Yの活用を進めるためには、教職員の機器活用や、新たな指導方法、研修が欠かすことができません。教育の研修についても積極的な取り組みが不可欠と思いますが、御見解を伺います。

以上、教育長に伺います。

[教育長山口利幸君登壇]

◎教育長（山口利幸 君）D A I S Y教科書の活用について幾つかお尋ねをちょうだいしました。

まず、特別支援学校におけるD A I S Y教科書の活用についてのお尋ねでございますけれども、県では、昨年度、経済対策を活用し、特別支援学校すべての18校に24台の電子黒板を導入したところでございます。それぞれの特別支援学校では、地図の拡大表示や算数の計算問題など、I T機器を活用したよりわかりやすく楽しく学べる授業づくりに向けて取り組みを進めているところでございます。

お尋ねのD A I S Y教科書につきましては、発達障害のある児童生徒のうち、読字障害など読みに困難を持ち、一般の検定済み教科書では十分な理解が難しいといった児童生徒に対しましてこのD A I S Y教科書を活用することの効果が期待されておるとい、そういう認識は持っております。

特別支援学校におきましては、児童生徒の実態に対応したさまざまな教育ツールの有効活用を検討する中で、このD A I S Y教科書につきましても、国等の動向を注視しながら、その有効性や可能性を研究してまいりたいと考えております。

次に、市町村と連携したD A I S Y教科書の活用についてのお尋ねでございますが、発達障害等のある児童生徒が十分な教育を受けることができるよう学習環境を整備することは大変重要なことであると認識しております。D A I S Y教科書につきましては、議員御指摘のとおり、現在、国におきまして、発達障害等に対応した教材等の在り方に関する調査研究事業の中でその教育効果等を研究されておりました、今年度には有識者会議を開催して調査研究の検証が行われると承知しております。

こうした状況を踏まえまして、その活用につきましては、効果的な指導方法や教育的効果、通常学級において使用する際の配慮等、国の調査研究を注視してまいるとともに、時期を見て市町村教育委員会とも意見交換をしてまいりたいと、こんなふうに考えております。

続きまして、I C TやマルチメディアD A I S Yなど、情報機器活用のための教員研修についてのお尋ねでございます。

I C T機器を活用できる教員の育成は、プレゼンテーションによって資料を提示したり、ネットワークによって情報を共有したりするわかりやすい授業を実現するために大変重要性は増していると、こんなふうに認識しております。そこで、I C T機器を活用した指導

方法の向上や中核となる教員の育成を目指して、総合教育センターにおいて研修講座を開設したり、企業や大学における先端技術研修に職員を派遣したりしております。また、各学校におきましても、新しい情報機器やソフトの扱いに対する校内研修が広く行われております。

今後とも、日々進歩するICT機器を十分活用できる教員を育成するための研修がこれまで以上に重要になってきているというふうに思っておりますので、その充実に一層努めてまいりたいと、こんなふうに考えております。

以上でございます。

〔6番太田昌孝君登壇〕

◆6番（太田昌孝 君）次に進みます。国の事業見直しに関する影響について伺います。

この件に関しましては、既に何人かの議員より国の交付金削減について影響額等質問がなされたところでありますが、市町村においては住民と一体となって安心、安全な町づくりをしている。現場におけるそうした努力、地域の実情などをお伝えをし、御見解を求めたいと思います。

地域公共交通活性化・再生総合事業は内示額 51.7%にとどまっており、まことに憂慮する状況であります。長野市においては、地域公共交通活性化・再生協議会というものを設置をしまして、昨年末には、市街地バス路線網の再構築、地域循環バス、乗り合いタクシーの導入、ICカード共通乗車券の導入、バスの増便等を主体とした長野市地域公共交通総合連携計画を作成し、認可申請をいたしました。

近年、長野市の路線バス利用者は減少傾向に歯どめがかからず、思い切った対策が求められておまして、22年から24年の3カ年計画を立てて総合的に施策の展開をしようというやさきの突然の事業見直しであり、これにより、乗り継ぎ割引の整理充実や、ツーウェイ定期の導入など、利便性の向上のために導入を予定しておりましたICカードについては事業を行うことができず、実証運行に限った形での事業スタートとなってしまいました。残念ながら、事業の中心である大きな柱を欠いた形でのスタートとなったわけであります。

また、社会資本整備総合交付金では、長野市が長野駅東口周辺で進める土地区画整理事業で財源となる国交付金の内示額が市の要望の57%程度しか計上されておらず、本年度当初予算に事業費約30億円を計上したものの、約9億円分が不足するという見通しとなっております。

長野駅周辺第2土地区画整理事業は事業開始から17年が経過し、この間、事業の可否について最高裁まで争うという経過を経てようやく事業の推進が図られ、現在に至っております。今は権利者に高齢者も多いことから、これ以上事業をおくらせることはできない、一刻も早い事業の推進をと住民組織でありますまちづくり対策連絡協議会の皆さんを初め地域住民の皆様から多くの声が寄せられておまして、事業の前倒しならともかく、先送りは許されない状況となっております。

住民が住居の移転をする場合には、それぞれの生活設計に従って、ふるさとを離れる方、換地先に新たに新居を構える方、通常は3年の計画を立てて移転をされております。すなわち、市は住民に対しまして3年かけて移転の交渉、相談、サポートを具体的に行っておるわけでありまして、しかしながら、今回の交付金削減によりまして本年度移転予定の約3分の1の方たちに影響が出ておるわけでありまして。

特に問題なのは、これまで事業を進めてきた市にとって、国の対応によって住民との信頼関係が崩れてしまうことでもあります。今後も、国の交付金が信頼できない状況が続くのであれば、市は住民と誠意ある交渉ができなくなってしまいます。

地域の実情をるる申し上げましたけれども、当然、県下全域で同様の問題が生じております。従来の事業を見直す場合には、地方の実情を十分に考慮するとともに、適切な財源を確保して、地方へ負担を転嫁することのないようにすることが本来行政の基本であると考えます。本年度の予算の確保及び来年度以降このようなことが二度とないよう腹を据えて国と交渉に当たっていただきたいと思いますが、企画部長、建設部長の御決意を伺います。

〔企画部長望月孝光君登壇〕

◎企画部長（望月孝光 君）国の事業見直しに係る地域公共交通に係る国の補助金の削減に関するお尋ねでございます。

この問題につきましては、昨日まで多くの議員の皆さんから御心配をいただいておりますけれども、まさに住民の暮らしを支える地域公共交通の維持存続に向けた各地域の真剣な取り組みが後退することはあってはならないと考えておるところでございます。

今後、県議会の御協力もいただきながら、国等に対しまして、市町村とともに地域の実情をしっかりと訴え、支援の継続と十分な予算の確保、そして交通基本法の制定にあわせた恒久的な支援策を講ずるよう強く要請してまいりたいと思っております。よろしく御支援のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

〔建設部長入江靖君登壇〕

◎建設部長（入江靖 君）長野駅周辺第2土地区画整理事業の交付金に関するお尋ねでございます。

国の公共事業関係費が大幅に抑制される中、社会資本整備総合交付金における活力創出基盤整備事業のうち街路事業、土地区画整理事業予算が県要望額に対して減額となっております。街路事業や土地区画整理事業は家屋補償が多くあり、事業計画をもとに住民の方々に移転をお願いしていくものであり、計画に沿った財源の確保が必要であります。

今後、県といたしましては、長野市の要望も踏まえて、事業費の確保について市と手法を検討するとともに、国に対して地域の実情を強く訴え、交付金の追加など必要額の確保についてさらに強く要望してまいる所存でございます。

〔6番太田昌孝君登壇〕

◆6番（太田昌孝 君）私が長野市議会議員でありました平成16年度に、長野市で児童センター2カ所の建設を予定しまして補助金の申請をしたことがございます。当時、県の担当課からは、市からの補助申請を受けて事業の必要性を認識して予算要求をいたしました。が、当時の田中県知事の査定において申請は不採択となりました。この補助金は、補助基本額の3分の2を県が市に補助し、国がその2分の1を県に補助する制度でありましたが、県の補助金が予算づけされなければ国の補助金もつかないというものであります。

2カ所の児童センターは、地域の切実な要望にこたえて、学校建設との一体工事により計画を積み重ねてきたもので、建設を中止するわけにもいかず、市議会から知事に対して児童センター建設補助採択に関する意見書を提出、補助金の採択について強く要請を行った結果、1カ所については年度途中で補助金を採択していただき、もう1カ所については結局市の単独事業として建設を余儀なくされたものであります。

知事は、この3年9カ月の間、瓦れきの山を片づけてと表現をされまして、実感として空気や水のごとくと表された当たり前の県政を実現してこられましたけれども、今の例、まさに今回の対応と二重写しのように、かつての田中県政のごとくに、今は国が瓦れきの山と化しかねない状況になっておるわけでございます。

市町村の努力が水泡に帰すことのないよう、国に対して地域の実情を訴え、このようなことが繰り返されることのないよう望みますが、知事の御尽力を望み、御所見を伺います。

〔知事村井仁君登壇〕

◎知事（村井仁 君）国の事業見直しにより市町村が必要とする補助金が交付されていないということにつきましての私の感想を若干申し上げさせていただきます。

国、地方ともに財政状況が厳しい中で、殊に特定分野においてある方向に政策誘導する奨励的な補助金につきましては一定の予算の枠の中で行わざるを得ないということは承知しておりまして、そういう意味では申請額が削られるということはそれはあり得ることだろうと私も思っております。

しかしながら、今回の国の対応は、今議員が御指摘になりました補助金、これはもはや奨励の域を超えまして、計画的に事業を進めようとしている自治体にとって当然に勘定に入れていた必須のものとなっているという実情をとらえていないのではないか、そこに非常に懸念を覚えるものであります。要するに、当てにしていたのを削られた、これはもう本当に担当している立場にしてみれば心外であります。

特に、地域公共交通活性化・再生総合事業というのは、何度もこの議場でも申し上げておりますけれども、全国的にも極めて評判がよくて、3年間という時間的に限られたものでもありましただけに、その3年目で削られる、まさかという思い、これは率直なところでもあります。

いずれにしても、これらにつきましては、十分な予算を確保することを先般国に要望した次第でございます。

あわせて、地方が安定的に行政サービスを提供できるような持続可能な財政制度を構築

する、さらに、政策の実施に当たっては地方と十分協議して、新たな財政負担を地方に生じさせないように配慮することについても引き続き、まだ私も機会ございますので、知事会等を通じまして精いっぱい国に求めてまいりたいと思っております。

なお、今般、閣議決定された地域主権戦略大綱、これにおきましては、ひもつき補助金の一括交付金化を来年度から段階的に実施するということがうたわれておりますけれども、現在の国の予算を単に地方に移しかえるのではなくて、地方の実情を十分に踏まえて、本当に地方が必要とする予算総額を確保した上で適正な配分を行うような制度設計をよく工夫してほしい、そういう望みを強く持っております、この点についても強調をしたいと思っております。

以上お答え申し上げました上で、先ほど議員は税の共同徴収につきまして御経験を踏まえて大変深い御理解をお示しいただきましたので、一言だけお許しいただければ付言させていただきますと存じます。

私は特にこの問題については強い関心を持ってまいりまして、地方自治体の費用をみんなが分担する、住民みんなが分担するというこの精神が本当に大事でございまして、これこそが実は地方自治の根幹をなすものだと思っております。そして、それを実行していく上では公平というのがとても大事なことであります。制度的公平を幾らつくりましても、問題は徴収であります。実際の適用においてそれが絵にかいたもちになったときには、これは公平が実現できない。そういう意味では、徴収をする担当者にとっての心理的負担の大きさ、これはもう想像を絶するものだということを先ほどの議員の御発言からも改めて感じたところでございます。

そういう意味で、私は、この共同徴収の問題につきましては、それぞれの市町村がそれなりに実行するのになかなか難しい点があるということを確認いたしましたので、共同徴収制度をつくることにつきまして就任以来力を尽くして激励してきたわけでございますが、なかなか制度設計だけでも相当時間がかかり、まして合意を形成していくのに時間がかかる息の長い話だと思っておりますが、これはある程度その方向性ができてきたのではないかとと思っております、今後とも議員の御指摘を重く受けとめながら進めていくべき大きな課題だと、このように思っております。あえて一言申し上げさせていただきます。

〔6番太田昌孝君登壇〕

◆6番（太田昌孝 君）知事から一言いただきました。私は、税の徴収に苦勞した職員は税を無駄には使わないというのが持論でございまして、そういう意味では多くの職員にかかわっていただければいいなというふうに思っておりますので、よろしく願います。

最後に一言、これは苦言を申し上げたいと思います。

今回取り上げましたDAISY教科書、また、前議会で取り上げましたテレワークにつきましても、国において事業の推進が図られているにもかかわらず、残念ながら、私が取り上げるまで県において検討された形跡が見つかりませんでした。新しい事業、概念にすぐ飛びつけということではありませんが、検討すらなされていないことはまことに

残念なことであります。

これまですぐれたリーダーシップで長野県を引っ張っていただきました村井知事が勇退を表明された現在、県職員におかれましては、どうかアンテナを高くしていただいて県民益の向上ため一層の努力を期待をいたしまして、私の質問を終わります。